宮城県高等学校登山計画審査会について

(冬山登山の事故防止に向けて)

県内高等学校の冬山登山における事故を防止するため、宮城県高等学校登山計画審査会が下記の とおり開催されます。

記

- 1 期 日 平成31年2月19日(火)
- 2 場 所 未定
- 3 主 催 宮城県高等学校体育連盟登山専門部

「宮城県高等学校登山計画審査会」開催要項

1 趣旨

平成29年3月の栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会において発生した 雪崩事故を踏まえ、宮城県高等学校体育連盟登山専門部加盟校の夏山合宿及び例外的な冬山 登山並びに春山登山の実施にあたり、実施の適切性等について審査するため、宮城県高等学 校体育連盟登山専門部(以下登山専門部)が主管する会議を設置する。

2 名称

本審査会の名称を「宮城県高等学校登山計画審査会」と称する。

3 構成員

- (1) 本審査会は、登山経験者等により構成する。委員は、県教育庁スポーツ健康課、宮城 県山岳連盟、外部有識者、県総務部私学・公益法人課及び県高等学校体育連盟(登山 専門部を含む)から選任する。
- (2) 本審査会に座長をおき、登山専門部部長が務める。
- (3) 座長は、本審査会の議長を務めるものとする。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 本審査会の庶務は、登山専門部及び県教育庁スポーツ健康課で処理する。

4 委員の任務等

- (1)委員は、各高等学校から登山専門部に提出された冬山登山及び春山登山並びに夏山合宿の登山計画書(山行届)に関する意見を述べ、その実施が適切かを審査する。審査結果は、登山専門部から各学校に通知する。
- (2) 冬期間の登山活動については、例外として認められる冬山登山か、危険性の少ない里山登山かをまず審査し、里山登山は原則可とする。
- (3)審査結果は「可」・「要修正(修正すべき点を注記)」・「不可」とする。
- (4) 委員の任期は、選任した日から当年度の3月31日までとする。
- (5)審査した山行についての実施責任は、計画した各校にあるものとし、各委員は責任を 負わない。
- (6) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

5 審査の開催

- (1) 会議の開催は、毎年度7月、11月、2月とする。
- (2) 7月は、前年度の総括(事故事例・ヒヤリハット事例を含む)及び会議の日程を作成 するとともに、夏山合宿の審査を行い、11月は冬山登山の審査を、2月は春山登山 の審査を行う。
- (3) 顧問の異動等による計画変更等により臨時の審査会を開催することがある。

(4)審査会の開催に当たって、登山専門部による予備審査を行う。

6 各高等学校等

- (1) 定められた日時までに登山計画書を作成し、登山専門部事務局へ提出する。提出する 登山計画書は、夏山合宿及び11月23日から3月末までの全ての登山計画書とする。
- (2)登山専門部が生徒対象の雪上講習会を開催しようとするときも、総務担当者が、定められた日時までにその実施計画を登山専門部事務局へ提出し、審査を受ける。
- (3)審査結果の通知が「要修正」の場合は修正を行い、再度登山専門部に提出する。「可」の通知を受けた場合は、生徒・保護者に周知し承諾書を得た上で、登山計画書を正式に提出する。
- (4) 正式に提出するあて先は, 県教育庁スポーツ健康課, 県高等学校体育連盟事務局, 当該県警地域部地域課, 登山専門部事務局とする。

附則

(1) この要項は、平成31年2月19日より施行する。

登山計画書(山行届)の提出

